

平成 23 年 8 月 22 日

商 工 中 金

## 東日本大震災に係る「中小企業災害復旧資金利子補給制度」の取扱開始について

商工中金は、第一次補正予算の成立を踏まえ創設された、東日本大震災に係る「中小企業災害復旧資金利子補給制度」について、平成 23 年 8 月 22 日より、全営業店にて被災中小企業者等からの申請の受付を開始しました（但し、本社所在地が宮城県内である場合は平成 23 年 8 月 24 日からの受付開始となります）。

本制度は、東日本大震災復興特別貸付の利子補給制度の利用者のうち、直接被害者かつ、特に被害が大きな中小企業の皆さまを対象として、国が利子補給を行うことによって、当該貸出の実質金利負担を当初 3 年間ゼロとする制度です。

商工中金は、本制度の取組みを含め、被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入の申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

### 【中小企業災害復旧資金利子補給制度の概要】

対象者	以下の①②いずれかに該当する被災中小企業者等（※） ①東日本大震災の直接被害者のうち、事業所または主要な事業用資産について、「全壊」または「流失」の被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方 ②東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害に関して、原子力災害対策特別措置法の規定により緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する方
対象貸出	上記対象者の災害復旧資金
期間・金額	当初 3 年間 上限 1 億円（貸出元高で、日本政策金融公庫（中小企業部門・国民事業部門）と合算）
利子補給額	利用者が実質的に負担している支払利息額全額

（※）非法定中小企業の方は対象外です。

なお、本制度の適用にあたっては申込書等の書類の提出が必要になります。